東浦町私立高等学校等授業料補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等に対し、東浦町私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者等の授業料負担の軽減を図り、私立高等学校等に係る教育の振興に寄与することを目的とし、その交付に関しては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第５号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　授業料補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）町内に住所を有していること。

（２）補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の10月１日において、私立高等学校又は私立専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第３条第２項第３号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）であること。

（３）保護者等が愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金交付要綱別表第１に掲げる所得基準の区分のいずれかに該当すること。

（４）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（国の就学支援金を含む。）の受給資格認定を受けている生徒の保護者等であること。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、年度につき10,000円（当該年度において他の授業料の補助等を受けている場合で、現に負担する授業料の額が補助金の額に満たないときの補助金の額は、その負担する授業料相当額）を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。

（交付申請及び請求）

第４条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、やむを得ないと町長が認める場合を除き、当該年度の10月31日までに次に掲げる書類を東浦町私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書（様式第１）に添えて町長に提出するものとする。

（１）在学証明書（様式第１の２）

（２）申請日の属する年度の前年度の１月２日以降に東浦町に転入した場合は、市町村長が発行する保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額の証明書（以下「課税証明書」という。）

（３）その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　町長は、第４条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、東浦町私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書（様式第２）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第６条　偽り、その他の不正な行為により補助金の交付を受けた者は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年８月12日から施行する。

２　この要綱による改正後の東浦町私立高等学校等授業料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後にされる東浦町私立高等学校等授業料補助金の交付の申請に係るものについて適用する。